

1. 日時

平成 26 年 1 月 29 日（水） 15 時 00 分～16 時 15 分

2. 場所

中央合同庁舎 2 号館 11 階 総務省第 3 特別会議室

3. 出席者

(1) 構成員

大山主査、翁長構成員、小尾構成員、鴻田構成員、齋藤構成員、佐藤構成員、柴垣構成員、水野取締役（高橋構成員代理）、石野課長（内藤構成員代理）、中村構成員、錦織構成員、庭野構成員、林構成員、平岡構成員、堀内構成員、柳町構成員、山田構成員、吉本（明）構成員、吉本（和）構成員

(2) オブザーバ

日本年金機構品質管理部榎本グループ長、
財団法人地方自治情報センター個人番号プロジェクト推進部竹腰主席マネージャ

(3) 関係省庁

内閣官房社会保障改革担当室金崎参事官、厚生労働省政策統括官付情報政策担当参事官室中安室長補佐、経済産業省商務情報政策局情報政策課情報プロジェクト室宮里補佐、総務省行政管理局行政情報システム企画課橋本課長、総務省自治行政局住民制度課外国人住民基本台帳室望月室長

(4) 事務局

小笠原情報通信政策課長、岡崎情報流通振興課長、石山地域放送推進室長、中村融合戦略企画官、山田情報流通振興課統括補佐

4. 議事

(1) 共通 I D利活用サブワーキンググループの開催について

(2) 本サブワーキンググループの検討の方向性について

(3) 想定されるユースケースモデルについて

(4) 意見交換

5. 議事概要

(1) 共通ID利活用サブワーキンググループ（以下、「SWG」とする）の開催について
事務局より、資料1-1に基づき説明が行われ、開催要綱（案）が了承された。また、事務局より、資料1-2に基づき説明が行われ、今後の検討スケジュールが確認された。

(2) 本SWGの検討の方向性について

大山主査より、以下の通り本SWGの検討の方向性について説明が行われた。

(3) 想定されるユースケースモデルについて

望月室長より、資料1-3に基づき、新しい公的個人認証サービスの活用フローのイメージについて説明が行われた。

【望月室長】

○個人番号制度導入に伴う公的個人認証法の改正で、JPKIサービスを2種類作っている。一つは署名用電子証明書であるが、これまでの公的個人認証サービスと同様、文書に署名を付して電子的に金融機関等に申請をするというもの。今後、民間での利用が可能となると犯罪収益移転防止法の本人確認等にも使えることが想定される。

○主な活用パターンはインターネット上でのアカウント開設であるが、店頭でカードを持参して使う形もあると考えている。

○現在、住基ネットを扱っているのはLASDEC（財団法人地方自治情報センター）、公的個人認証を扱っているのはLASC（財団法人自治体衛星通信機構）であるが、これらは地方公共団体情報システム機構に統合される。失効情報が住基ネットと連動しながら動くこととなるので、住所等の何らかの異動把握を確実に行うためには非常に有効な手段であると考えている。

○また、今回は、利用者証明という4情報がないもう一つの電子証明書を付けることとしている。署名用電子証明書と利用者証明用電子証明書の2種類の電子証明書は、個人番号カードに標準搭載されることとなる。2種類の電子証明書は1対1で対応しており、2つの電子証明書をシリアル番号を通じて紐付けて管理し、片方のシリアル番号からもう片方のシリアル番号がわかる仕組みを構築することとなっている。

○今回のマイポータルでは、利用者証明用電子証明書を使用し、1人1枚しか持たない物理的なカードでの本人認証を付加することで、ID・パスワードよりセキュリ

セキュリティ水準をあげることとしている。

- 基本形態としては署名・利用者証明の際にPIN入力をするようになるが、PIN入力まで必要ない社会取引への対応については、外部認証・内部認証による相互認証を組み合わせた認証を行えないか、今後の課題として検討していく。

続いて小尾構成員より、資料1-4及び資料1-5に基づき、以下の通り想定されるユースケースモデルについての説明が行われた。

【小尾構成員】

- 今回、JPKIに電子署名と電子利用者証明が入る。これは、電子空間において、正しい利用者が、正しいモノを利用して、信頼できるコンテンツを取り扱うということを確認するために必要となる技術。
- そのうち、電子署名は電子文書の作成者の確認や文書が偽造されていないかどうかを確認するために利用され、本人をきちんと確認するための4情報が入っている。
- 一方、電子認証は、特定の人が、その本人であってなりすましでないことを保証するために使う機能。今回の電子利用者証明はICカードを用いており、ID、パスワードよりはるかにセキュリティ水準が高いこととなる。
- ユースケースの一つ目は、公的個人認証サービスを使った本人確認。銀行口座の開設等、利用者が何らかの形でサービスを受けたいと申し込む際に、申込書等に電子署名を付して出すもの。
 - ・1-2のパターンは、共通プラットフォームというものを導入したもので、本人確認を行う銀行等が自ら署名の検証及び証明書の検証を行うのではなく、何らかの形で委託をされた組織が代行して検証を行うことを考えているもの。
- ユースケースの二つ目は、署名用途の証明書を用いて、4情報の変更の確認を検証者が行うもの。電子署名用の公開鍵証明書の中には4情報が入っており、これが変更されると電子署名用の電子証明書は失効する。あらかじめ電子署名を付した申請書等をもっている検証者については、その証明書の失効を確認することで4情報に変更されたかどうかを確認することができる。
 - ・検証者は、あらかじめ利用者から失効情報を取得してもいいという許諾を取ることになるが、この仕組みを使うと大体24時間以内に契約者の4情報が変更されたことを知ることができることになる。変更後1年程度であれば郵便が届く等、何らかの形で連絡ができることが一般的なもので、これにより、利用者に対して新

しい住所を求めることが容易にできるようになる。

- ・ 2-2のパターンは、1-2と同様にそれを共通プラットフォームに委託しているもの。

○ユースケースの三つ目は、認証用途のユースケースを示したものであり、サービス提供者が何らかの資格等を確認する仕組み。利用者証明の中には個人を特定するような情報が全く入っていないので、何らかの形であらかじめ利用者証明と本人の情報を紐付けておく必要がある。

- ・ 例えば銀行等であれば、本人確認がきちんとなされることで、預金の支払いなど様々な金融サービスを提供することができる。また、ケーブルテレビ等であれば、ビデオ・オン・デマンド等のサービスを提供することが可能となる。

○この3つのパターンが大きく分けて検討すべきユースケースのモデルとなる。今後、この3つに当てはめて様々なユースケースの検討を行っていただきたい。

(4) 意見交換

主な発言は以下の通り。

【柳町構成員】

○大山主査より、本SWGの進め方のお話があり、非常に大きな会議体ではあるものの、かなり具体的な検討を進めていくことを改めて認識して、本SWGに取り組んでいきたい。

○より具体的な議論を進めていく上でポイントと感じたのは、法改正に基づいて提供される新たな公的個人認証サービスについて、どういうサービス、あるいはどういう情報提供がされて、それに対してどういうものを補えば、社会変革をもたらす民間の利活用ができるのかを検討する上で、その正しい理解をしっかりと深めていかなければいけないという点。

○その上で議論を進めていくには、具体的なユースケースをしっかりとイメージすること。例えば公的サービスと民間が用意する機能の配置、セキュリティに関する責任の分担、また商用という点を強く意識すると、どうしても最後には民間の設備投資コストの問題が出てくる。技術的、制度的、そしてコストの課題を議論していく上で、何か具体的なユースケースをテーブルに乗せて、議論することで有効なケーススタディができると思う。

【林構成員】

- 現在、公共あるいは金融のお客様にソリューションサービスを提供していく立場である。この法改正において、28年1月以降は番号カードにJPKIが搭載され、証明書が2種類になるのは、やはり非常に大きなインパクトがあると思う。従来よりも全国民にこのカードが渡る可能性が大きい。
- 金融のお客様と話をすると、コストの観点もさることながら、どちらかというと、JPKIの能力範囲、つまりどこまで何ができるのかという話を聞く。私自身も、その能力範囲を示すにはルールを決めたり、セキュリティに関する情報等、技術的に支えるべき点を検討していかなければいけないと思う。私の立場では、ルールにかかわるところや技術的な検討をより深く進めていきたいと思う。

【中村構成員】

- 冒頭、大山主査からも話があり、今回のSWGの中では、番号制度導入の関連として、公的個人認証法で民間利用ができるとか、認証にも使える形での利用の拡大があり、そこを抽象的な漠然とした議論ではなくて、具体的にどのようなケースで使えるのか、また導入に向けてリアルな実装、社会的普及に関して、コスト等を含めて検証していこうという方針を示していただき、これに賛同する。
- 公的個人認証サービスが民間で使われるといっても、今までJPKI等を含めてやってきたベンダーからすると、使えるもの、使ってほしいものはわかっているが、電子証明の仕掛け自体が一般ユーザーにはなかなかわかりにくいのも確かである。その意味で、検討していただく上で具体的なユースケースを想定すること、また、そのためのコストの話も含め、公的個人認証サービスを民間が使うときに、民間はどのような手続、事務が必要なのかも今回の検討で整理できればいいと考える。
- 今回のSWGは短期間であるが、なるべく次につながるような成果物を出して、より公的個人認証サービスが民間に使われ、また民間もクレデンシャルのセキュリティが上がるとか、対面ではなくネットでできることで事務コストが下がるとか、具体的な果実を広く共有して実装していけるのであれば、今回参加した甲斐がある。

【齋藤構成員】

- 自分も一人の国民として暮らしているときに不便と感ずること、あるいは、こんなことができたらうれしいということも含めて、ここで皆様と一緒に議論させていただき、生活がこんなに便利になるというものを見せ、その共通部は他にも使えるよ

うに示せばいいと思っている。その際に利用者の視点は当然大事である。また、サービス提供者として体力があまりない方々にとって、サービス利用を求める人たちを認証する仕組みを自ら準備するのは大変だが、こういう仕組みが公的に準備されたときに、僕たちはこういうことができるのだという気づきを出せばいいのではないか。

○あと1点、最終的な報告書考えたときに、新しい仕組みなので言葉の定義をきちんとして報告書をまとめていければ分かりやすいと思う。

【柴垣構成員】

○ケーブルテレビ連盟もケーブルテレビ事業における公的個人認証サービスの導入・活用を検討している。本日、大山主査、小尾構成員の話を伺い、当方の活用イメージと違いはないと感じ、ケーブルテレビ業界として、この取り組みの一翼を担えればという思いを新たにした。日本の全世帯の半分以上をフォローしているケーブルテレビの強みを生かし、国民生活における手続等の窓口として、プラットフォームとでも言うべき役割を担えるのではないかと考えている。

○例えば京都での「ポケットカルテ」というサービスでは、ケーブルテレビを使って認証を行い、本人が処方箋、処方薬の服用情報等を管理・閲覧できる。このように一般の利用者が閲覧・確認したい情報について、各ケーブルテレビ事業者がそのアクセス手段を提供する取組で得た知見を結集して、本SWGの検討に貢献したいと考えている。

○昨年5月の総務省の放送サービスの高度化に関する検討会で設置されたケーブルプラットフォームWGのロードマップに基づき、ケーブルテレビ業界連携の基盤となる共通プラットフォーム事業者に複数社が、既に放送法上の届け出を行っている。この共通プラットフォーム事業者は、現実に公的個人認証サービスを事業として活用できる状況である。今後、本SWGでユースケースを明確化して実証事業のあり方等を検討される際に、ぜひケーブルテレビをユースケースとしていただけるよう、業界を挙げて積極的に取り組んでいきたいと思う。また実証事業だけで終わらせるのではなく、ケーブルテレビ業界として事業化に向けたロードマップを示すことを目標に、本SWGの取り組みに協力していきたい。

【望月室長】

○事実上、電子行政上の申請に限ってしまっていること、住基カードと公的個人認証

サービスを分離し、住基カードを持っているが公的個人認証サービスは持っていない人がいること等から、JPKIサービスの普及が進んでいない。今、JPKIが十分普及していない中で、JPKIの潜在能力はもっと高くて使い勝手がいっぱいあるのに、十分に活用されていないことを残念に思っている。今回は制度設計を抜本から変えるので、皆様のご協力をよろしくお願ひしたい。

- 法律はもう成立しているところだが、使い勝手のよいやり方を追求していきたい。そのあたりも、ご希望や細かい論点など、いろいろ聞かせていただければ、こちらでも逆に考える端緒とできる。

【金崎参事官】

- 内閣府では今、マイポータルについて具体的な調達に向けた手続の準備を進めている。いわゆるマイポータルのうち、自分の情報がどうやりとりされたかという記録の確認と自己情報の表示、そしてプッシュ型サービスを近々、システム化をする方向で具体的な発注・調達に入っていくわけであるが、さらにもう少し広い意味でのマイポータルを検討していかなければいけない。
- 国民にとって非常に利便性の高いものにしていかなければいけない。そのためには、官のみならず、民間との連携も含めて、どういう具体的なサービスを想定していくかは、まさに我々がこれから検討していくので、このSWGの中で目に見える効果があるユースケースを具体化していくことは非常に心強く、ご議論を私どもも十分に参考にさせていただきたい。

【中安室長補佐】

- 社会保障を領域としている厚生労働省としては、個人に対してサービスをし続けること、誰でもサービスが受けられる状況を作り得ることが存在意義そのものである。端的に言えば、長期にわたって個人を同定し続けることと、その瞬間、どこにこの人は属しているかということをも1つの省で実現させるのが効率的ではないかと考える。公的個人認証システム以上に信頼できる与信はなく、多くの医療保険者や介護事業者といった民間事業者を抱える厚生労働省としては、公的個人認証を使わさせていただけるならば非常に安心でき、今後の議論の定まり方も違うのかと考える。
- 一方で、そういった保険のメリットを享受する人は立場の弱い方が多い。新しい公的個人認証サービスでは、気軽に使える、いつでも使えるといったユニバーサル性が少し開けるのかなという気がした。

○柴垣構成員が、ケーブルテレビ事業者が共通プラットフォーム事業者を担おうとおっしゃっていただき、非常に心強い。大量のトランザクションが社会保障分野にもあり、今後、電子的認証による信頼関係の構築を、どうシステムで整理するかは厚生労働省でも悩ましいところ。厚生労働省のユースケースも一度お話を聞いていただき、ご相談に乗っていただければと思う。

○ユースケースモデルの中で、認証の保護に関してはフィージビリティを非常に感じる。電子署名は、署名を付した人間がそのドキュメントが持つ法的行為そのものに責任を持つため、この署名の検証の有効性について代理することを社会保障分野で法的にどう位置づければいいのか考えている。ドキュメントそのものではなく、データに電子署名を付してというようなことと、代理による検証が法制度的にも可能であることの立論をこの実証を通じてやってもらいたい。

○時間軸の話に加えて、応益負担の点を考慮したい。この事業を通じて、プラットフォームを担う事業者等、どこにどのようなメリットがあるのかきちんと確認したい。

【榎本グループ長】

○日本年金機構でもICT化を進めている。現時点では電子申請をe-Govでやっているが、なかなか進まない状況である。民間分野とあわせて申請等ができればもっと広がるのではと思っている。カードリーダーの普及も今後、サービスを進める上では課題ではないかと思っている。

○年金ネットも個別にID+パスワードの払い出しを進めているが、これをご存じの方もいれば、ご存じない方もいる。また個人情報の提供ということで、自分がどういう職業で、どういう保険料を幾ら払っているかを見られるサービスになっているが、これもまだ全体の2~3%、250~260万人の利用にとどまっている。公的個人認証サービスが全体で使われれば、年金ネットも普及していくのかなと考える。今後、ユースケースの具体的検討では、ぜひ利用のインセンティブを与えられる方式を考えていければと思う。

【吉本（和）構成員】

○私どもフィデアホールディングスは北都銀行（秋田県）と荘内銀行（山形県）の持株会社で、地方銀行の一つである。銀行からすると、これを銀行業務の決済に使わせていただくと、銀行のお客様のみならず、国民の皆様全体の利便性向上に非常に役立つのではと期待している。いろいろな面での使い方についてインセンティブを高めて

いくことに貢献できると思うので、ぜひ、このプロジェクトを成功させたい。

【水野取締役（高橋構成員代理）】

○今のお話を伺った中で、我々クレディセゾンというクレジットカード会社としては「入り口から出口まで」、活用方法が非常にあると感じている。入り口では、クレジットカード発行の際に本人確認を、現在、ネットで申し込んでも免許証等の現物をコピーの上、お客様から郵送していただく手間、及びそれを人間が突合する等の事務作業が軽減できる。また今、ネットでの、クレジットカードの不正利用が非常に多くなってきていおり、その部分で本人確認が公的機関を通して、きちんとできるのであれば、利便性と安全性が非常に高まる。今後の検討に期待したい。

【堀内構成員】

○私の今の所属部署がエリアCATVで、通信事業者であるとともにケーブル事業にもかかわっている。ケーブル事業は、先ほどCATV連盟からも発言があったように、取組を積極的にやろうとしている。ケーブル事業では高齢者の方にも優しいテレビのインターフェースを持っているし、我々も、そういう中で、この事業に貢献したいと思っている。今日、いろいろなお話を聞かせいただき、方向性や目標等がわかったので、いろいろ協力していきたいと思う。

○モバイルに関しては、関連事業技術としてNFC等、各種実証実験をしている。今回の取組への対応は今後検討していきたい。

以 上